

九州発 西部本社編集部

ツイッター
@YOL_seibu

九州発トップ >

九州発けいざい >

九州発スポーツ >

九州発の企画連載 >

食パンの小麦粉「国内製造」表記、「国産小麦使用」と誤解招く...一部の消費者らが表示
ルールの改善求める

申し出の代理人を務めた河野 壮志弁護士は「消費者の利益の増進を図るという食品表示法の理念に反して、製パンなどの事業者の利益が重視されているのが見て取れる。国産小麦で作られた食パンを選びたい人がきちんと選べるようにしたい」と語る。

消費者庁「言葉の意味の普及に力を入れたい」

消費者庁によると、食品表示法の施行規則では、一部の加工食品には原料の原産地表示の記載が義務付けられているが、小麦粉は該当しない。そのため、小麦粉が国内で製造されていれば、その原材料の小麦が外国産でも「国内製造」との表記が認められている。



消費者庁がユーチューブなどで公開している動画のサムネイル＝同庁提供

このルールについて、同庁は16年、食品メーカーや消費者団体などをつくる「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を10回開催し、全国各地での説明会も行った上で、17年に定めた。

同庁によると、小麦は地域や季節によって品質が異なるため、製粉会社は様々な原産地の小麦をブレンドすることで、安定した品質の小麦粉を作っている。小麦の原産地を変える度に食パンなどの包材を変えるのはコストがかかり、現実的ではないという。同庁の担当者は「国産小麦を売りにしたい事業者は自発的にそう書くはずだ。基準を変えるよりも、国内製造の言葉の意味を普及することに力を入れたい」と話す。

同庁は1月、「国内製造」の意味などを伝えるアニメの動画をウェブサイトとユーチューブで公開した。人気声優を起用するなどしており、再生回数は7万回を超えている。

関連記事

[書店にホテルを併設、「街の本屋さん」復活で地域に貢献...下関市の企業が「はばたく300社」に >](#)

1 2 3

関連ワード

#ユーチューブ

#名古屋市

#山口市

#消費者庁

#農林水産省

記事に関する報告

読売新聞オンラインに掲載している記事や写真などは、日本の著作権法や国際条約などで保護されています。読売新聞社など著作権者の承諾を得ずに、転載、インターネット送信などの方法で利用することはできません。

© The Yomiuri Shimbun.